

令和6年1月10日

第7回水俣市農業委員会

第7回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和6年1月10日
開会 9時30分
閉会 9時54分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
7番 山内 英明 君
推進委員 11名 15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 26番 山口 初憲 君
19番 岡本 成道 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
22番 池田 郁雄 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 14番 鬼塚 浩三 君
推進委員 3名 16番 蒔元 政廣 君 25番 坂口 新一 君
20番 中村 幸充 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第25号 農地法第3条の許可申請について
議第26号 農地法第5条の許可申請について
議第27号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

| | |
|-------------------------|---|
| <p>議 長 (坂本隆司君)</p> | <p>只今より、第7回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、14番、鬼塚委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、2番、竹下委員、3番、中村委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、11名です。 欠席者は、16番、蒔元委員、20番、中村委員、25番、坂口委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、6番、寒川委員にお願いします。</p> |
| <p>6番委員 (寒川勝君)</p> | <p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局次長 (大川尊君)</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局次長。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知についてでございます。 議案書は1ページになります。 1件でございます。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに田で、面積は1,510㎡です。 合意解約日は、令和5年12月5日で、解約の理由は、規模縮小をするということで、熊本県農業公社を転貸人とした利用権設定を合意解約したものです。 農地の場所につきましては、議案書2ページを御覧ください。 なお、当該農地につきましては、熊本県農業公社が引き続き、新たな転借人へ貸付け予定です。 次に、報告事項(2)農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、3ページを御覧ください。 1件でございます。 こちらは令和5年12月8日の第6回農業委員会会議で、熊本県農業公社から借り人への農用地利用集積等促進計画の申し出につい</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>て、御審議、御承認いただいた農地になります。</p> <p>議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和5年12月19日付けで熊本県知事から認可されました。</p> <p>土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間となっております。</p> <p>利用目的は、果樹で、借賃は記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は賃借権となっております。</p> <p>場所は、4ページを御覧ください。</p> <p>次に、報告事項（3）許可不要転用についてでございます。</p> <p>1件でございます。</p> <p>届出人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>全部で15筆です。</p> <p>面積は、15筆全体の8,709㎡の内、転用面積743.96㎡です。</p> <p>理由は、令和5年2月10日の第32回農業委員会会議で、5条一時転用で議決された関連工事です。</p> <p>工事主体事業者である、届出人が、市内に建設中のソーラー発電所の受変電設備の資材運搬用道路の拡幅のため、道路沿いの農地を1年間許可不要で一時転用するものとなります。</p> <p>許可不要転用については、この届出人は、経済産業省に届出済みである電気事業者であり、農地法第5条第1項ただし書きの許可不要に該当し、同項第7号、及び農地法施行規則第53条第1項第11号に規定する、電気事業者に該当するものです。</p> <p>場所は、議案書6ページを御覧ください。</p> <p>7ページは拡大図で、8ページは計画図となっておりますので御参照ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第25号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>番号1番は、私の担当ですので、私から説明します。</p> <p>10ページを御覧ください。</p> <p>議第25号、農地法第3条の許可申請の1番について説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積、841㎡の内509㎡です。</p> <p>申請人は、農業をしておりますが、農地付き宅地での申請です。</p> <p>なので、3条申請と5条申請が出ています。</p> <p>申請地は、議案書11ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を5日に、事務局2名、行政書士と私達2人の合計5名で行いました。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>現在この農地は、保全されて綺麗に管理されています。</p> <p>譲渡人のほうも、まだ相続が終わっていない状態で、皆さんよそにおられて、水俣の人が管理をされていました。</p> <p>耕せばすぐに作物が出来るようになっています。</p> <p>譲受人のほうも、農業はされていなかったんですが、屋敷内の農業になってきますので、自家消費です。</p> <p>農地として管理しなければならない状況になってくるかと思えます。</p> <p>その後も、私の所の担当で、一筆調査もありますので、その中でちゃんと見ていきたいと思っています。</p> <p>農地法第3条の第2項の各号に該当せず、許可要件は満たしていると判断しましたので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>5 番委員 (淵上正嗣君)</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>5 番、淵上委員にお願いします。</p> |
| <p>5 番委員</p> | <p>議第25号、農地法第3条の許可申請の2番について、御説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、及び申請地の土地の所在地、面積は、議案書10ページの2番に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>この農地は、譲渡人が高齢となり、保全状態となっていた農地で、なかなか受け手が見つからない農地でした。</p> <p>譲受人は、社会福祉法人ですが、農地法では、第3条第2項第2号で、農地所有適格法人以外の法人の農地所有を原則認めていません。</p> <p>しかし、第2項ただし書きにおける例外として、農地法施行令第2条第1項中の教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農地をその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当する場合は、所有権の移転が可能となります。</p> <p>譲受人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、第2項ただし書きにおける例外に該当します。</p> <p>同法人が水俣市内に運営する障害者就労支援事業所が、障害者のための園芸療法として、年間を通じて農作業を行うものです。</p> <p>作業人員は、職員4名と利用者9名の計13名で、車で10分程の移動を行います。</p> <p>現地調査を1月5日に、譲渡人1名、譲受人2名、事務局2名、私の6名で行いました。</p> <p>場所は、12ページを御覧ください。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>左側の農地は、傾斜地で段々畑になっており、現在は保全状態となっていますが、果樹を植える予定で、右側は、玉葱やキウイなどを耕作するとのことです。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程お願いします。</p> |
| 議 長 | <p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第25号、農地法第3条の許可申請については、許可してもよろしいですか。</p> |
| | <p>(異議なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第25号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第26号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>番号1番は、私の担当ですので、私から説明します。</p> <p>議案書14ページを御覧ください。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、841㎡の内の332.30㎡です。</p> <p>これは先程の、3条申請で出た所で、今後分筆をされて家を建てるということです。</p> <p>申請地は15ページを御覧ください。</p> <p>3条申請で出た所の地図です。</p> <p>現地調査を5日に、行政書士、事務局、私達の5名で行いました。</p> <p>市道になっていますので、上下水道も市道にあって、雨水も側溝がありますので、こちらのほうに流します。</p> <p>16ページに排水が書いてあります。</p> <p>上下水道、雨水もきちんと流せるようになっています。</p> <p>3条申請でも言いましたが、屋敷内に農地もあり、両方とも管理ができるということです。</p> <p>よって、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程、よろ</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | しくお願いいたします。 |
| 議 長 | 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。 |
| | (なしと言うものあり) |
| 議 長 | 御質疑、御意見もないようですので、議第26号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。 |
| | (異議なしと言うものあり) |
| 議 長 | 御異議もないようですので、議第26号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第27号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 担当委員は、説明をお願いします。 |
| 2番委員 (竹下正治君) | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、2番、竹下委員をお願いします。 |
| 2番委員 | 議第27号、農用地利用集積計画の申出について御説明いたします。 18ページです。 貸人、土地の所在は議案書記載のとおりです。 全部で4筆です。 地目は、台帳現況共に田です。 面積は記載のとおりで、合計が776㎡です。 始期終期は、令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間です。 利用目的は水稻。 借賃は無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借人は記載のとおりで、経営面積も記載のとおりです。 借人の農業経営は、水稻栽培をされていますが、高速道路の工事で排水路が遅れていて、まだ出来上がっていない所もあり、昨年度までは水稻が出来ませんでした。今年度から再開されています。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>現在は、そら豆栽培に力を入れて営農されています。 農業には意欲を持って取り組んでおられますので、頑張られると思います。</p> <p>申請地は、19ページを御覧ください。</p> <p>貸人の方が体調を崩され、昨年からは耕作できなくなられて、自宅の前なので、荒らしておけないということで、耕作をしていただく方を探しておられまして、借人の方に相談されて引き受けて頂いたということでした。</p> <p>5日に、推進委員の宮森さんと話を伺いに行きました。 大変、貸人も喜んでおられて、5年間貸すことになりました。 借人の方にも、当日、お話を聞くことができまして、頑張りますということでした。</p> <p>よって、旧農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p> |
| | <p>(なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御質疑、御意見もないようですので、議第27号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。</p> |
| | <p>(異議なしと言うものあり)</p> |
| 議 長 | <p>御異議もないようですので、議第27号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして第7回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p> |

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員